

令和 7 年度 第 1 回知立市総合教育会議議事録

審 議 日 時	令和 7 年 5 月 8 日 (木) 13:15 ~ 15:00			
審 議 場 所	知立市役所 4 階 第 4 会議室			
出 席 者	市 長	教 育 長	蔭山委員	大橋委員
	伊藤委員	寺田委員		
事 務 局	企画部長 企画政策課長 教育部長 学校教育課長 文化課長 企画政策課課長補佐 企画政策課地方創生SDGs係 担当			
議 題	(1) 知立市教育大綱について (2) 読書活動について (3) その他			
企画部長	只今より、「令和 7 年度第 1 回知立市総合教育会議」をはじめます。 本日の議題は、「知立市教育大綱について」と「読書活動について」です。 それでは、議事の進行は、知立市総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項において、市長が議長となり議事を総理するとありますので、市長にお願いします。			
議長（市長）	本日はご多用のところお集まりいただきありがとうございます。次第に沿って議事を進めます。はじめの議題は、「知立市教育大綱について」です。 それでは、事務局より説明をお願いします。			
事務局	(教育大綱について、資料 1 及び資料 2 に沿って説明)			
議長（市長）	ただいま事務局より説明がありました教育大綱について、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。			
蔭山委員	教育大綱を検討するにあたって、令和 3 年度から令和 7 年度までの期間がどうであったのか、まず評価した上で、どのように変えていくのかを考える必要があるのではないのでしょうか。そもそも、大綱に対して評価は行われているのでしょうか。単に『5 年経ったから変えよう』というのではなく、どのような考えに基づいて改定するのか、あるいは現行のままでよいのか。その方向性が不明確で、こういった形で意見を申し上げればよいのかわかりかねます。			
事務局	大綱自体の評価は行っておりませんが、大綱に基づき各教育分野の計画が策定されており、そこに取り組む事業を定め、評価を行っています。また、総合計画策定の際にも、教育分野の進捗評価は行っております。新たに策定しました第 7 次知立市総合計画においても、重点戦略として、きめ細かな学校教育、生涯学習、伝統文化の保存等は位置付けておりますので、教育大綱と整合した形になっています。			

蔭山委員	それでは、総合計画が既に定まっているということは、大綱の内容は変更できないということなのでしょうか。
事務局	大きな方向性は整合していると申し上げました。具体的な表現等については変更できると考えています。
蔭山委員	では、変更が可能という前提のもとで、私たちは何をどのように考えて意見を出すべきでしょうか。
教育長	現行の教育大綱は、文部科学省が示す国の教育振興基本計画および地域の実情を踏まえて作成されております。現在、第4期教育振興基本計画が発出されており、『あいちの教育ビジョン2020』についても、2025年版が策定されました。 これらを踏まえ、知立市の教育大綱は、国・県・市の各計画に基づいて整合を図っております。 また、教育委員会では『教育委員会点検・評価』を毎年行っており、他にも『生涯学習推進基本計画』『スポーツ推進計画』『芸術文化推進基本計画』があります。学校教育に関しては、教育大綱に基づき毎年『知立市学校教育方針』『重点努力事項』を定め、各学校はその取り組みを学校経営案に掲載し、教育課程に反映させています。その後、学校評議員および学校運営協議会において熟議がなされており、小中学校における学校評価も毎年実施されています。 つまり、大綱を直接的に評価しているわけではありませんが、大綱に沿った教育方針については各レベルで毎年評価されております。
蔭山委員	大原則の部分は、国も変更しないと思われることから、時代にそぐわない表現が含まれていないかを検討すると同時に、今後明文化すべき事項があるかどうかも含めて見直していく方向で問題ないという理解でよろしいでしょうか。
教育長	そうですね。社会情勢や時代の要請に応じた表現の見直しが必要だと考えます。
議長（市長）	大綱の根幹に関わる大原則は維持しつつも、文言や必要な明文化については見直しの余地があるというご意見がございましたが、寺田委員はいかがでしょうか。
寺田委員	はい。私も大筋は変える必要はないと考えます。むしろ時代に合った表現への見直しという観点での検討が望ましいと思います。
大橋委員	大綱の内容について、社会の変化に伴い、その解釈も将来的に見直す必要があるのではないのでしょうか。今後5年間、現行の解釈のままでよいのかという点も含め、検討が必要だと思います。
伊藤委員	2つ目の『生涯学習』についてですが、文面からは健常者向けの内容のようにも読

めます。ライフステージを問わず、すべての人が学べるというニュアンスが反映されているとより良いと感じました。

議長（市長） ありがとうございます。他に何かご意見はございますか。

教育長 やはり一度、新しい国の教育振興基本計画と第 7 次総合計画に目を通したうえで、時代に合った表現などを見直す必要があると感じており、少しお時間をいただければと思います。

大橋委員 第 7 次総合計画や教育振興計画との整合性を図るためにも、まずそれらの計画の内容をしっかりと把握した上で、大綱の方向性を定めるべきだと考えます。

議長（市長） 内容を把握したうえで、今後の方向性を決めたいと意見がありましたが、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いします。

事務局 （スケジュールについて資料 3 に沿って説明）

議長（市長） 通常であれば年 2 回の開催ですが、今回は大綱の見直しがありますので、9 月 2 日に開催を予定しております。それまでに、案や修正希望の文言があればご提出いただくという形でよろしいでしょうか。

教育長 他の関連計画と整合性を保つためにも、丁寧に読み解いていく必要があると思います。教育委員とも意見交換を行い、改めて事務局とすり合わせを行うという方向でいかがでしょうか。

蔭山委員 ご検討いただくための資料をご提供いただき、内容を把握したうえで、教育委員会からの提案を市長側にも提案させていただき、9 月 2 日にすり合わせを行う形でよいかと思います。

議長（市長） ありがとうございます。それでは、事務局より必要な資料を委員の皆様にご提供させていただき、教育委員会内で意見をまとめていただいたうえで、事務局とすり合わせを行い、9 月 2 日の会議に臨むという形でよろしいでしょうか。

教育長 その内容で問題ございません。結果については、改めて事務局にご報告いたします。

事務局 資料提供につきましては、事務局側で対応させていただきます。

議長（市長）	それでは、「教育大綱について」は以上とさせていただきます。 続いての議題は『読書活動』についてです。本を通して学ぶことは非常に多く、特に子どもたちを中心とした読書活動がどのように進められているのかを確認する目的で、本議題を取り上げさせていただきました。それでは、担当課より説明をお願いいたします。
文化課長	（読書活動について、資料４及び資料８に沿って説明）
議長（市長）	ありがとうございました。読書活動について、ご質問等ございますか。
蔭山委員	資料４についてお伺いします。『ユニークユーザー数』とは、どういった意味でしょうか。
文化課長	実人数を指しております。
蔭山委員	つまり『利用人数』ということでしょうか。
文化課長	そのとおりでございます。
蔭山委員	資料６の最終目標値が中間年よりも一般的には高く設定されるはずですが、低く設定されている理由を教えてください。
文化課長	この目標は２０２０年当時に策定されたものであり、５年後の目標値として設定されました。しかし、中間年である２０２２年度の調査において、すでに目標値を達成してしまったという経緯がございます。
蔭山委員	アスタリスク（※）がついている項目についても目標値が低くなっていますが、これは小学校と中学校で分類が異なるということですか。
文化課長	おっしゃるとおりです。また、アスタリスクが付いている項目については、愛知県の『子どもの読書活動推進計画（第３次）』に基づいた目標値を使用しております。
蔭山委員	では、アスタリスクが付いていない他の目標値はどのように決定されたのでしょうか。
文化課長	愛知県『子ども読書活動推進計画（第４次）』の実態調査による実績値を参考に設定しております。
蔭山委員	なぜ計画策定時には知立市独自のアンケート結果を用いたにもかかわらず、目標値については県の数値を使用したのでしょうか。知立市の読書活動について考えるのであれば、知立市の目標値を設定するべきかと思います。

大橋委員 中間年のアンケートで目標をすでに達成しているのであれば、より高い目標を再設定するなどの見直しをしないのは少しもったいない気がします。

教育部長 この計画はもともと5年間の計画であり、中間年度にアンケートを実施する目的は、最終年度に向けて新しい目標を設定するためです。3年目のタイミングで目標を見直すとなると、ほぼ毎年アンケートを取る必要が生じ、事務的負担が大きくなります。そのため、中間年で目標を達成した項目については、残りの期間で他の施策に注力したいと考えております。

蔭山委員 資料8の(3)『居場所づくり』についてですが、非常に重要な項目であると認識しております。ただし、記載内容を見ると一時的なイベントに思えます。本来の『居場所』というのは、日常の中で安心して過ごせる場所であり、イベントでは代替できないのではないかと考えます。たとえば図書館が、受験勉強ができる環境や、家庭では勉強が難しい子どもたち、友人と時間を過ごす場所として機能することが望ましいと思います。

教育部長 『居場所づくり』という観点では、知立市の図書館はスペースの関係で常に満席状態にあります。そこで、昨年より中央公民館や猿渡文化会館の空き部屋を開放し、本を読んだり、勉強したりできる場所として提供しています。現在では、公民館には連日生徒が訪れており、『居場所』としての役割を果たしていると認識しております。

議長（市長） ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

伊藤委員 全校一斉で読書活動を行っている学校が多いのは素晴らしいことだと思います。その中でぜひお願いしたいことがあります。中学生は忙しく、本を読む時間を確保するのが難しいため、学校での読書活動は非常に有意義です。しかし、中学校の図書館に足を運んだことがなく、どのような蔵書があるか把握できていません。もし学校訪問の機会があれば、ぜひ中学校の図書館にも立ち寄りたいと思います。また、市立図書館ではヤングアダルト向けの本もあるとは思いますが、数は少ないように感じます。ぜひそのコーナーの充実を図っていただければと思います。

大橋委員 図書館の利用者の年齢層について、どのような傾向がありますか。

文化課長 時期によって異なりますが、平日に定期的に来館されるのは主に時間に余裕のある高齢者の方々です。日中は主婦層の利用が多く、土日や受験シーズンには実習室で勉強される中高生の利用も増えます。小学生や中学生は公園で遊んだ後、図書館で休憩したり水分補給をしたりするなど、図書館を『居場所・空間』として活用しています。ただし、若年層（20～30代）の利用は少ない傾向にあります。

蔭山委員	電子図書について伺います。児童生徒向け以外に、一般向けの電子図書もありますか。
文化課長	はい、ございます。現在のところ、電子図書のうち半数以上が大人向けの小説などです。
蔭山委員	その小説などは新刊も含まれていますか。
文化課長	電子化の許可が下りるまでに2～3年ほどかかりますが、順次新しいものを取り入れるように努めております。
蔭山委員	将来的には、全体的に電子図書へと移行していくお考えですか。
文化課長	現時点では、すべてを電子化していく考えは持っておりません。
蔭山委員	電子図書は、採用基準が業者側にあるため、教育的な観点ではなく経営的な面が優先されることも懸念されます。そのため、図書館では『借りたい本がきちんと借りられる』ことが重要であり、紙の本と電子図書の両立が必要ではないかと感じます。
教育部長	紙の書籍であれば一度購入すれば長期間保存可能ですが、電子図書はライセンス制であり、期限が来れば更新料が発生します。人気があるものは継続されますが、人気のないものは入れ替えられる必要があります。流行に対応した新刊には電子図書が適している一方で、長期保存が求められる資料については紙の書籍での保存が適切だと考えております。
大橋委員	紙の本は1冊あたり1,800円～2,000円程度かと思いますが、電子図書の費用はどの程度でしょうか。
文化課長	ライセンス料の観点から申し上げますと、場合によっては10倍程度かかることもあります。著者の知名度などによっても費用は変動します。
大橋委員	ランニングコストで比較した場合、電子書籍の方が安価になるということはあるでしょうか。
文化課長	実際に試算は行っておりません。電子書籍はどこでも読めるという利点がありますが、契約更新料などが発生します。そのため、紙の本の方が安く済む可能性もあります。一概にどちらが優れているとは言えず、それぞれの特徴を踏まえて使い分けていく必要があります。また、図書館の物理的な蔵書スペースの問題もあるため、どの本を電子化し、どの本を紙で残すかを慎重に検討していかなければなりません。

ん。

議長（市長） 寺田委員、何かご意見はございますか。

寺田委員 私自身はあまり図書館を利用する機会はありませんが、子どもが小さい頃や調べ物が必要なときには訪れていました。ただし、返却期限があると返しに行く手間もあり、最近は本を購入することの方が多くなっています。

教育部長 確かに図書館を利用するには一手間かかりますが、本を読みたいと思ったときにまず電子図書を活用し、その内容が面白ければ図書館に足を運ぶようなきっかけづくりとして、電子図書には大きな役割があると考えております。

議長（市長） ありがとうございます。学校でも電子図書が進んでおりますし、こどもたちの読書活動を学校で行っていただくことはありがたいという意見もありました。今後も積極的に読書活動を継続していただければと思います。

それでは最後の議題は、「その他」です。なにかありますでしょうか。

教育長 先ほどの電子図書の件についてですが、資料7の蔵書数には電子図書は含まれているのでしょうか。

文化課長 含まれておりません。蔵書数は紙の書籍のみを対象としています。

教育長 仮に電子図書のみで運用している自治体があれば、その場合は蔵書数がゼロとしてカウントされることになりますか。

また、資料7の利用者数にも電子図書の利用者は含まれていないのでしょうか。

文化課長 そのとおりです。電子図書の利用者数も含まれておりません。

教育長 今後、電子図書が進んでいる自治体とそうでない自治体で、読書量の比較が困難になるのではないかと懸念されます。

大橋委員 電子図書の貸出数が増えると、紙の書籍の貸出実績が減少して見えてしまいます。したがって、実際の読書活動の実態を反映させるためにも、電子・紙を合算した総貸出数としての算出が望ましいと考えます。

教育長 紙と電子で別々に算出する必要があるのは理解しますが、今後、実際の読書量をどのように評価していくかについては検討すべきだと思います。

議長（市長） ありがとうございます。その他にご意見はございますか。 なければ、これにて議事を終了いたします。それでは最後に事務局より連絡をお願いします。

企画部長

次回の総合教育会議は、令和7年9月2日（火）に午前9時30分から市役所3階第1会議室にて開催します。本日はどうもありがとうございました。